

特許権	判決年月日	令和 2 年 1 月 2 1 日	担当部	知財高裁第 1 部
	事 件 番 号	平成 3 1 年(行ケ)第 1 0 0 5 4 号		
○ 発明の名称を「マッサージ機」とする特許の特許請求の範囲の記載（前記背凭れ部に設けられた左右で対をなす第一側壁と前記座部に設けられた使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する左右で対をなす第二側壁とを「一体的に形成された側壁」を有し）の意義について、明細書の記載を参酌した解釈がされ、明確性要件の欠如はないと判断された事例。				

（事件類型） 審決（無効・不成立）取消 （結論） 棄却

（関連条文） 特許法29条1項3号，36条6項2号

（関連する権利番号等） 無効2018－800086号事件，特許第6253829号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「マッサージ機」とする被告の特許について、原告が無効審判の請求をしたところ、請求不成立の審決がされたことから、原告がその取消しを求めた審決取消訴訟である。原告は、取消事由として、明確性要件及び新規性に係る各判断の誤りを主張した。

2 本判決は、概要、以下のとおり判示するなどして、原告の請求を棄却した。

(1) 本件各発明の特徴

本件各発明は、使用者が凭れる背凭れ部と、着座する座部と、を有するマッサージ機において、前記背凭れ部に設けられた左右で対をなす第一側壁と前記座部に設けられた使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する左右で対をなす第二側壁とを一体的に形成された側壁を有することを特徴とする。また、前記側壁に使用者の腰部を左右方向に押圧可能である対の第一マッサージ部と使用者の臀部乃至大腿部を左右方向に押圧可能である対の第二マッサージ部が設けられ、前記2つのマッサージ部の動作を制御する制御部を有することを特徴とする。

本件各発明によれば、身体を保持し、使用者の腰や臀部又は大腿部に対し、良好かつ多様なマッサージ作用を与えることができる。

(2) 取消事由1（明確性要件に係る判断の誤り）について

ア 明確性要件について

明確性要件については、特許請求の範囲の記載だけでなく、明細書の記載及び図面を考慮し、当業者の出願当時における技術常識を基礎として、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるか否かという観点から判断されるべきである。

イ 本件特許請求の範囲の記載の明確性

原告は、構成要件Dの記載が明確でない旨主張するところ、本件各発明に係る特許請求

の範囲の記載には、「前記背凭れ部に設けられた左右で対をなす第一側壁と」（D-1）「前記座部に設けられた使用者の臀部乃至大腿部の外側面に対向する左右で対をなす第二側壁と」（D-2）「を一体的に形成された側壁を有し」（D-3）との記載がある。

そして、本件明細書…の記載において、座部3及び背凭れ部4は一体的に形成されているとする一方で、座部3の前部に位置するフットレスト5は「上下回動可能」に設けられるとされ、椅子本体2を支持して床面に設置されるベース7は椅子本体2を「前後に揺動可能」に支持するように設けられるとされている。本件明細書の前記の各記載を考慮すれば、特許請求の範囲の側壁についていう「一体的に形成」の意義は、第一側壁と第二側壁とが1つの部材から形成されているか、又は、別の部材であっても、接合されることなどにより動かないように形成されていることをいうものと解釈するのが相当である。

また、「一体的に形成」の意義についてのこのような解釈は、「一体」につき「ひとつの体」や「ひとつになって分けられない」とし、名詞に付された「的」につき「性質を帯びる」とする広辞苑の各記載（…）とも合致する。

このようにして、特許請求の範囲の「一体的に形成された側壁」の意義を上記のとおり解釈することができることからすれば、特許請求の範囲の記載が、第三者に不測の不利益を及ぼすほどに不明確であるとはいえない。

ウ 原告の主張について

原告は、「一体的に形成された側壁」という記載では、①第一側壁と第二側壁とが一つの部材から形成された場合、②第一側壁と第二側壁とが別部材からなる場合であっても接合されるなどして一方が他方に対して相対的に動かない場合、③別部材からなる第一側壁と第二側壁とが単に連結され一方が他方に対して相対的に動けるような場合のうちどれが該当するのか整合して理解することができないと主張するが、前記のとおり解釈が可能であるから、原告の主張は理由がない。

(3) 取消事由2（引用発明1に基づく新規性の判断の誤り）について

…本件審決が認定した本件発明1と引用発明1との相違点1及び2は、いずれも実質的な相違点であるから、本件発明1は引用発明1と同一であるといえることはでき…ない。

…本件発明1の構成を全て含む本件発明2ないし7も引用発明1と同一であるとはいえない。

(4) 取消事由3（引用発明2に基づく新規性の判断の誤り）について

…本件審決が認定した本件発明1と引用発明2との相違点3及び4は、いずれも実質的な相違点であるから、本件発明1は引用発明2と同一であるといえることはでき…ない。

…本件発明1の構成を全て含む本件発明2ないし7も引用発明2と同一であるとはいえない。